

独島の真実-7

- 日本と鬱陵島&独島 -

世宗大学独島総合研究所編

1. 日本は鬱陵島を竹島と呼んだ

日本は11世紀に鬱陵島を「ウルマ島」と呼び、鬱陵島を高麗の島と知っていた。次の記録がこれを証明している。

寛弘元年(1004年)、高麗のウルルンドの人たちが漂流して因幡に到着した。(中略)新羅)時代にウルマ島の人たちが漂流して来たが、ウルマ島とはまさにウルルンドである。

『大日本史』， 卷234， 列伝5， 高麗.



『大日本史』の表紙:

『大日本史』は、江戸時代(1603-1867)幕府の親戚だった水戸藩で編集した歴史書であり、日本の歴史の残した公式記録である。

1625年頃に日本の鳥取藩の漁師たちが江戸幕府(1603-1867)から「鬱陵島渡海免許」の発給を受けて鬱陵島と独島を往来し始めた。

日本人は当時の鬱陵島を竹島、あるいは磯竹島と呼んだ。つまり本来は竹島という名称は鬱陵島の日本名で、現在独島の日本名の「竹島」は、1905年に独島に付与された名前である。

17世紀に鳥取藩では漁夫たちが約70年間にわたって鬱陵島と独島を往来し、漁労活動を行った。当時日本では鬱陵島を竹島(磯竹島)、独島を松島と呼んだ。



2. 鬱陵島を往来した日本の商人たちは、大谷と村川という2つの家紋であり、彼らは毎年交互に鬱陵島に渡海した。

ところで「鬱陵島渡海免許」は日本人が外国に行くときに発行する免許だった。なぜなら17世紀初め、日本が鬱陵島を朝鮮領土と知っていたという証拠が残っているためである。その証拠は以下の通り。

- (1) 1614年、朝鮮の東萊府と対馬藩は朝鮮領土である鬱陵島に対する日本人の渡航、入居は禁止事項であることを確認した。(独島論文翻訳選Ⅱ、2005: p. 26)
- (2) 1620年、鬱陵島に居住していた日本人鷲坂与左エ門父子が江戸幕府の命令を受けた対馬藩によって逮捕された。(上掲書)
- (3) 1637年、村川家が鬱陵島渡海後に韓半島に漂着した時、釜山の倭館に滞在して

いた対馬藩の官吏が、日本人の鬱陵島渡海は「公式的な禁止事項」となっていると
言及した。(上掲書) つまり17世紀の初め、江戸幕府と対馬藩は、鬱陵島が朝鮮領
土であることをよく知っていたのである。

しかし日本は、日本の船が日本の離島に行く時に発給されていた種類の免許が
「鬱陵島渡海免許だった」と主張する。それは日本が、鬱陵島自体を最初から日本
の領土として認識していたという主張である。しかし日本は、「鬱陵島渡海免許」
の他の「離島行き渡海免許」の事例を未だに提示できていない。

一方、江戸幕府が発給した「鬱陵島渡海免許」は朱印状だった。朱印状とは、ま
さに日本の船が外国に行く場合に、江戸幕府が渡した外国への渡海免許証だった。

この事実は、江戸幕府が鬱陵島を朝鮮領土であると認識していたという証拠にな
る。そしてそれを裏付ける証拠がある。

1667年、出雲国の官吏だった斉藤豊仙が書いた公文書『隠州視聽合記』には次の
ように記録されている。

伯耆の国の大商の村川という民間人が官から朱印を受け、大船を用意して磯竹嶋
(=鬱陵島)に渡った。
『隠州視聽合記』

(注)朱印:日本から外国に行くときの海外渡海免許。赤い印が押されているので朱印と言った。

(4) 朝鮮と日本の間の国交は禁止事項ではなかった

日本側は、1635年に江戸幕府が鎖国令を出したにもかかわらず、鳥取藩の船が鬱
陵島に渡海したので、「鬱陵島渡海免許」は外国に行くための朱印状ではなく、日
本の離島に行くときに与えられた国内用の渡海免許だったと主張する。鎖国令発布の
後には、外国への朱印状は発給されなくなったからだと言うのである。

しかし、当時朝鮮は日本の鎖国令の対象ではなかった。当時、江戸幕府と正式な
国交を持っていた国は朝鮮だけだった。17世紀の初めに、朝鮮は徳川幕府(=江戸幕
府)との国交を回復して、19世紀半ばまで朝鮮通信使などを送り、日本とは鎖国を
せずに正式な国交を結んでいた。そのため鬱陵島に行く船は、朝鮮という外国に行
く船であっても鎖国令の対象にはならなかった。つまり朝鮮という外国に対して
は、朱印状が常に発給可能であったのである。

1635年の鎖国令の対象から、朝鮮は外れていたという事実は、初歩的な知識であ
る。日本政府は、日本の歴史も確に知らないのだろうか。